

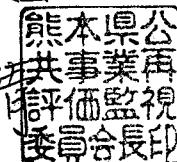
平成20年12月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

施川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年2月4日

「平成20年度再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業に対し、平成20年7月1日から平成20年11月7日まで計10回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した48事業に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、別添の意見を付して妥当と判断します。

## 再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名・河川名・地区名等	事業名	事業箇所	県の対応方針案	委員会意見
1	港湾	本渡港	港湾環境整備事業（緑地）	天草市	継続	付帯意見有（継続）
2	//	百貫港	海域環境創造事業	熊本市	//	//
3	//	三角港(西港地区)	みなど振興交付金事業	宇城市	再開	付帯意見有（再開）
4	//	三角港(際崎地区)	重要港湾改修事業	宇城市	継続	付帯意見有（継続）
5	//	八代港	港湾環境整備事業（埋立護岸）	八代市	//	//
6	海岸	荒尾海岸	高潮対策事業	荒尾市	//	//
7	//	有明海（小白）	海岸保全施設整備事業（高潮対策）	玉名市・熊本市	//	//
8	//	有明海（沖新）	//	熊本市	//	//
9	//	有明海（乙富口）	//	熊本市	//	//
10	//	有明海（浦田学料）	//	熊本市	//	//
11	//	有明海（網田）	//	宇土市	//	//
12	//	八代海（大口）	//	宇城市	//	//
13	//	八代海（豊川）	//	宇城市	//	//
14	//	八代海（和鹿島）	//	氷川町・宇城市	//	//
15	//	八代海（文政）	//	八代市	//	//
16	//	八代海（昭和）	//	八代市	//	//
17	//	八代海（金剛）	//	八代市	//	//
18	下水道	熊本北部	流域下水道事業	熊本北部	//	//
19	道路	国道325号	道路改築事業（旭志拡幅）	菊池市～大津町	//	//
20	//	国道445号	道路改築事業（泉～相良バイパス）	八代市～五木村	//	//
21	//	国道266号	道路改築事業（高戸バッジ）	上天草市	//	//
22	//	一般県道 原植木線	緊急地方道路整備事業	植木町	//	//
23	//	主要地方道 南小国波野線	//	南小国町	//	//
24	//	一般県道 砂原四方寄線	道路改築事業（熊本西環状線）	熊本市	//	//
25	//	主要地方道 宇土甲佐線	緊急地方道路整備事業	富合町	//	//
26	//	主要地方道 多良木相良線	//	あさぎり町	//	//
27	街路	都市計画道路 長洲玉名線	緊急地方道路整備（街路）事業	長洲町	//	//
28	林道	中央砥用線	道整備交付金	美里町	//	//
29	//	福根線	道整備交付金	八代市	//	//
30	//	梅木鶴線	森林居住環境整備事業	水上村	//	//
31	河川	浦川	総合流域防災事業	荒尾市、長洲町	//	//
32	//	尾田川	//	玉名市	//	//
33	//	菊池川	広域基幹河川改修事業	菊池市	//	//
34	//	筑後川（志賀瀬川）	総合流域防災事業	小国町、南小国町	//	//
35	//	坪井川	都市基幹河川改修事業	熊本市	//	//
36	//	堀川	//	熊本市、合志市、菊陽町	//	//
37	//	天明新川	//	熊本市	//	//
38	//	浜戸川	//	富合町、城南町	//	//
39	//	潤川	総合流域防災事業	宇土市、富合町	//	//
40	//	網津川	//	宇土市	//	//
41	//	大野川	広域基幹河川改修事業	宇城市	//	//
42	//	大鞘川	総合流域防災事業	八代市	//	//
43	//	水俣川	広域基幹河川改修事業	水俣市	//	//
44	ダム	五木ダム	河川総合開発事業	五木村	継続 (本体の評価保留)	付帯意見有（（継続） (本体の評価保留)）
45	//	路木ダム	//	天草市	継続	付帯意見有（継続）
46	地すべり	十町	地すべり対策事業	和水町	//	//
47	//	白瀬	総合流域防災事業（地すべり）	宇土市	//	//
48	//	大地	地すべり対策事業	天草市	//	//



## 【 議論の概要及び付帯意見 】

### 1. 本渡港 港湾環境整備事業

本渡港は、天草の中心部に位置し、古くから人流、物流の拠点として重要な役割を果たしてきた港である。本事業は、港湾周辺の賑わいを創出することと、本渡市街地の災害時の防災拠点とするため、埋立てられた造成地を活用して実施する緑地整備事業である。

平成 22 年 4 月には、本緑地の隣接地に、新しい市立の中学校が開校する予定でもあり、整備する緑地は憩いの場や、スポーツ、イベント会場等、多目的に利用できる広場として期待されている。また現在、本渡港周辺では災害時の避難場所や、支援拠点となりうる広大な敷地が不足している状況にある。

このようなことから、緑地整備については、本渡港の他事業や、関連する天草市の緑地周辺整備、防災計画などと連携しながら、早期完成を図ること。

### 2. 百貫港 海域環境創造事業

百貫港は、熊本市の都心部より西方、約 10km の坪井川河口付近に位置し、熊本都市圏に必要とする砂・砂利や水産物を中心に取り扱われている。付近では以前からアサリ漁や、海苔の養殖が盛んに行われており、海域の環境保全は地域経済にとっても重要な意味を持っている。

一方、百貫港を含む有明海に面した港の多くは、土砂の堆積が著しく、港の機能維持の為のしゅん渫は必要不可欠なものとなっている。

こうした状況を踏まえ、特に環境の悪化が著しい百貫港周辺海域において、しゅん渫により発生した土砂を有効活用し、干潟の再生による自然環境の保全・向上を目指した取り組みは意義深いものである。

今後もコスト縮減を図りつつ、海域環境の改善ため、事業の推進に努めること。

### 3. 三角港みなと振興交付金事業

三角港西港地区は、明治時代に建設された石積み護岸や水路が現存し、平成20年9月には、「九州・山口の近代化産業遺産群」のひとつとして、世界文化遺産暫定一覧表への記載が決定されるなど、文化遺産として価値の高い港である。

本事業は、現在の西港地区には係留施設がなく駐車場も不足しているため、港湾管理者である熊本県が浮桟橋、駐車場及び緑地を整備し、加えて、宇城市が浮桟橋を利用した遊覧船を誘致して観光客の増加による地域経済の活性化を図り、県市が一体となって、歴史的文化資産を活かした観光拠点形成を目指す重要な事業である。

なお、本事業は宇城市が三角地区振興のために本年度策定した「三角港再生計画構想」の中でも地域振興策の核として位置づけられ、三角地区全体の活性化手段のひとつとして地元から強い期待が寄せられている。

このことから、本事業については再開とするが、整備完了後は、的確な事後評価を実施すること。

### 4. 三角港 重要港湾改修事業

三角港は、海外貨物を取り扱っており、県内でも重要な役割を果たしている港の一つである。

しかし、既存の岸壁は背後地が狭く、荷捌き作業が効率的でないため、一部の貨物が他港で取り扱われている状態である。このため、陸上輸送コストが増え、地域の経済活動に不利な状況となっている。

現在行っている工事の完了後は、他港で取り扱っている貨物を三角港で取り扱うことが可能となり、地域の経済活動への大きな支援となる。

のことから、早期の供用開始ができるよう、事業促進に努めること。

なお、工事施工については、海域の環境へ充分配慮すること。

### 5. 八代港 港湾環境整備事業

八代港では、石油製品や穀物等、多数の貨物が取り扱われており、本県の産業や県民生活を支える県内一の国際物流拠点港として重要な役割を担っている。また、八代港を始め、内湾に多く立地している熊本県の港湾では、輸送コストの削減や航行の安全確保を図るために、航路などのしゅん渫工事が必要となるが、発生する多くの土砂が有効利用に適さないところから処分場の確保が別途必要になる。

このような状況から、港湾施設の機能向上や機能維持に伴い発生するしゅん渫土砂を適正に埋め立て処分するための本事業の必要性は高い。

しかし、対象地域の大築島周辺において、現存する藻場が消滅するなど、環境への影響が懸念されることから、環境保全対策を十分に行いつつ、事業の推進を図ること。

## 6. 荒尾海岸 建設海岸高潮対策事業

荒尾海岸のこの地区は高潮による背後の家屋や公共施設への越波被害が度々発生しており、その防護対策が必要である。

本事業は、緩傾斜護岸及び養浜を整備することで、台風・高潮時の越波被害を軽減し、海浜の利用性の向上を目的としている。

これまでの工事実施に際しては、従来からある砂浜の消失及び漁業への影響などから、地元住民及び漁業関係者が工事に反対し、工事が中断した経緯もある。また、現在の海岸事業は、防護・利用のみならず環境も考慮することが求められている。

のことから、県が作成した「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、今後も地元関係者との調整を図り、理解を得ながら、周辺一帯の海域の防護、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 7. 小白地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、有明海の唐人川河口に位置し、明治8年に造成された小白新地干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、海岸堤防基礎部分の根固め工などの施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するための段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後農地では、大区画による営農やイチゴなどの施設園芸が行われており、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 8. 沖新地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、有明海の熊本港の東側で、白川河口から除川河口にかけて位置し、江戸時代から明治時代に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ50m程度までは軟弱な地盤であり、波返しの嵩上げや消波ブロック等の施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後地には農地のみならず人家などもあり、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、特に一連の海岸である乙富口地区及び浦田学料地区と連携して事業を進めていくこと。

## 9. 乙島口地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、有明海の除川河口から千間江湖河口にかけて位置し、江戸時代から明治時代に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ50m程度までは軟弱な地盤であり、波返しの嵩上げや消波ブロック等の施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後地には農地のみならず人家などもあり、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、特に一連の海岸である沖新地区及び浦田学料地区と連携して事業を進めていくこと。

## 10. 浦田学料地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、有明海の千間江湖河口から緑川河口にかけて位置し、明治時代に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ50m程度までは軟弱な地盤であり、波返しの嵩上げや消波ブロック等の施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後地には農地のみならず人家などもあり、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、特に一連の海岸である沖新地区及び乙島口地区と連携して事業を進めていくこと。

## 11. 網田地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、有明海の宇土半島北側に位置し、江戸時代に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、消波ブロックなどの施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後地には農地のみならず人家などもあり、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害や冬の季節風による波浪の被害などから防護するために必要な事業である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 12. 大口地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海の宇土半島南側に位置し、これまで、国道266号と一体となった堤防で防護していた海岸である。しかし、堤防付近の地盤は軟弱であり、過去にすべり破壊を起こしたことがあるため、背後地を高潮による浸水被害などから防護するための消波施設として離岸堤を設置した。離岸堤設置箇所も地盤が軟弱で、離岸堤の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、本事業は、背後地を高潮による浸水被害などから防護するためには必要である。

平成21年度事業完了後は離岸堤沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設としての適切な維持・管理・更新に努める必要があり、海岸保全施設としての効果、環境への影響などについて追跡調査を実施することが望ましい。

## 13. 豊川地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海湾奥部に位置しており、江戸時代に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、波返しの嵩上げなどの際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために段階施工が必要である。さらに平成17年度に海岸法第40条に基づく大臣間協議により隣接する建設海岸も併せて事業実施することとなり、事業が長期化している。しかしながら、背後農地では、ブドウなどの施設園芸などが行われ、人家などもあることから、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、排水対策、干潟面の上昇といった課題も併せて検討しながら事業効果の早期発現に努めるとともに、堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、特に八代海東部海域としての連携を図りながら、防護、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 14. 和鹿島地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海湾奥部に位置しており、昭和42年に国営不知火干拓事業で造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、消波ブロックなどの施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。また、平成11年の台風18号では、高潮による浸水被害で多くの農地が被災しており、本事業は、これらの背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、特に八代海東部海域としての連携を図りながら、防護、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 15. 文政地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海の東側に位置し、大正15年に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、堤防本体の嵩上げなどの際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するための段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後農地ではトマトやメロン等の施設園芸も盛んで、人家などもあり、本事業は、これら背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、特に八代海東部海域としての連携を図りながら、防護、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 16. 昭和地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海の東側に位置し、大正11年に造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までは軟弱な地盤であり、波返しの嵩上げや消波ブロック等の施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後農地ではトマトやメロン等の施設園芸も盛んで、人家などもあり、本事業は、これら背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、特に八代海東部海域としての連携を図りながら、防護、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 17. 金剛地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

本地区は、八代海の球磨川河口に位置し、昭和28年に国営金剛干拓事業で造成された干拓地を干拓堤防などの海岸保全施設で防護している海岸である。地表から深さ30m程度までの間に軟弱な粘土層などが含まれているので、波返しの嵩上げや消波ブロック等の施工の際は、堤防の安定性の確保と、急激な沈下を防止するために下部、上部に分けた段階施工を実施しており、事業が長期化している。しかしながら、背後地には農地のみならず、人家などもあり、本事業は、これら背後地を高潮による浸水被害などから防護するために必要である。

今後は、事業の計画的執行により、効果の早期発現に努力すべきであり、かつ堤体沈下量などのモニタリングを行い、海岸保全施設の適切な維持・管理・更新に努めること。さらに、「熊本県海岸保全基本計画」に基づき、防護のみならず、環境及び利用の調和に配慮しつつ、事業を進めていくこと。

## 18. 熊本北部流域下水道事業

流域下水道事業は、関連市町の公共下水道によって集めた汚水を一括して処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、公衆衛生の向上や住民の身近な生活環境の改善に大きく貢献するなど、都市の健全な発展を図るうえで必要である。

熊本北部流域下水道は、平成元年の供用開始以来、地域住民の生活環境改善と、有明海に注ぐ坪井川などの水質保全に一定の役割を果たし、熊本都市圏北東部の健全な発展に寄与してきた。

今後もこれらの役割を果たすため、引き続き関連市町の面整備の進歩に合わせた施設整備を進めるとともに、下水処理過程で生じる資源やエネルギーのさらなる有効活用や環境負荷の軽減など、下水道に対する新たな社会的要請への取り組みも視野に入れて効率的な事業執行に努めること。

## 19. 国道325号道路改築事業 旭志拡幅

国道325号は、県北地域と阿蘇地域及び熊本都市圏を結ぶとともに、新幹線新駅、南関インター、阿蘇くまもと空港などの交通拠点を結ぶ主要な幹線道路である。また、企業の産業活動を支える道路、観光地や観光施設へのアクセス道路として、さらには第1次緊急輸送道路、及び合併支援道路としても重要な路線である。

しかし、事業箇所は、交通量の増加に伴い朝夕を中心に渋滞が発生しており、現況の2車線では、主要な幹線道路としての機能が十分發揮できていない状況である。

このことから、事業目的である交通渋滞の解消、観光地へのアクセス向上、緊急輸送道路としての整備を図り、主要な幹線道路としての機能を發揮させるため、コスト縮減に努め、事業区間の4車線化の早期実現を図ること。

## 20. 国道445号地域連携道路改築事業 泉相良バイパス

国道445号は山間地域を縦断する幹線道路であり、住民生活を支える地域の生命線となる路線である。また、第2次緊急輸送道路にもなっている。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭く、線形も悪いことから、車両の離合が困難な区間が多く存在している。また、かけ崩れや路肩決壊による災害により交通止がたびたび発生しており、地域住民の生活に大きな支障が生じている。

このことから、事業目的である道路の線形不良や狭い幅員の解消、災害時に孤立化する集落の解消、緊急輸送道路としての整備を図り、地域住民の安心・安全な生活を確保するため、コスト縮減に努め、事業区間の早期完成を図ること。

## 21. 国道266号道路改築事業 高戸バイパス

国道266号は、熊本都市圏と天草地域を連絡する主要な幹線道路である。天草地域の産業活動や観光開発の支援、生活道路としての役割も大きく、さらには第1次緊急輸送道路、及び合併支援道路としても重要な路線である。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭く、線形も悪いことから、車両の離合が困難な区間が存在しており産業活動に支障を来している。加えて歩道がないことから、小中学生の通学が危険にさらされるなど、地元住民の生活にも大きな支障が生じている。

このことから、事業目的である道路の線形不良や狭い幅員区間の解消、緊急輸送道路としての整備、産業活動や観光開発の支援を図り、安全で円滑な交通の確保と地域振興のため、コスト縮減に努め、事業区間の早期完成を図ること。

## 22. 一般県道 原植木線 緊急地方道路整備事業

本路線は、県北地域において、国道325号と国道3号を東西に結んでおり、沿線の産業流通支援及び観光地へのアクセスルートとして重要な路線である。また、国道3号との交差点では慢性的な渋滞が発生しており、平成17年には、「熊本県新渋滞対策プログラム」の渋滞対策ポイントに指定されている。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭く、車両の離合に支障をきたしており、しかも通学路でありながら歩道が未整備である。

このことから、事業目的である渋滞緩和や歩行者などの安全確保のため、コスト縮減に努め、残るバイパス区間の早期完成を図ること。

## 23. 主要地方道 南小国波野線 緊急地方道路整備事業

本路線は、国道212号と国道57号を結んでおり、沿線周辺の観光地をネットワークするとともに、地域の主要な産業である林業を支援する重要な道路である。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭小であるにもかかわらず、木材を運搬する大型車の通行が多く、車両の離合に支障をきたしており、しかも通学路でありながら歩道が未整備である。

このことから、未買収地の取得については、継続して交渉を行うとともに町や整備促進期成会と連携強化を図るなど、今後いっそう努力し、事業目的である観光開発や林業等の産業活動の支援、歩行者などの安全確保のため、コスト縮減に努め、事業区間の早期完成を図ること。

#### 24. 一般県道 砂原四方寄線 道路改築事業（熊本西環状線）

一般県道砂原四方寄線（熊本西環状線）は、熊本都市圏道路網の骨格を形成する熊本環状道路の一翼を担う地域高規格道路であり、都市部に集中する自動車交通を適切に分散導入することにより、都市活動の活性化に寄与するとともに、熊本市西部地域の利便性の向上を支える役割を持つ重要な道路である。

このことから、事業目的である熊本都市圏の交通渋滞を解消するため、地域住民や関連事業と調整を図りながら、コスト縮減に努め、事業区間の早期完成を図ること。

#### 25. 主要地方道 宇土甲佐線 緊急地方道路整備事業

本路線は、今年11月に開通した一般県道田迎木原線と一体となって、国道3号及び国道266号の渋滞を緩和するとともに、県南地域から熊本市中心部へのアクセス向上や産業の活性化に寄与する重要な路線である。

しかし、事業箇所は、国道3号から国道266号までのうち、最も道路幅員が狭い区間で大型車の円滑な離合が困難な状況であり、しかも通学路でありながら歩道が未整備である。

このことから、未買収地の取得については継続して交渉を行うとともに、地元との連携強化を図るなど、今後いっそう努力し、事業目的である渋滞緩和や歩行者などの安全確保のため、コスト縮減に努め、事業区間の早期完成を図ること。

#### 26. 主要地方道 多良木相良線 緊急地方道路整備事業

本路線は、合併後のあさぎり町中心部の公共施設・医療機関・商業施設等と旧町村間を連絡し、地域生活の基盤となる道路であるとともに、国道219号などの広域幹線道路と一体となって、奥球磨地域南部の農林業などの支援や交流促進を図るために重要な路線である。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭いため、車両の離合に支障をきたしており、しかも通学路でありながら歩道が未整備である。

これまでに事業区間の大部分が供用され、自動車の走行環境の向上、自転車・歩行者の安全性の向上など一定の効果の発現がしている。

このことから、事業目的である狭い幅員区間の解消や歩行者などの安全確保のため、コスト縮減に努め、残る交差点部の早期完成を図ること。

## 27. 都市計画道路 長洲玉名線 緊急地方道路整備（街路）事業

本路線は、長洲都市圏を縦貫する主要幹線道路で、北側は都市計画道路荒尾海岸線と接続し、荒尾市～長洲町～玉名市を結ぶ予定の都市計画道路である。

本路線と併走する国道389号の一部区間は道路幅員が狭小で危険であり、しかも歩道が未整備であることから、歩行者の安全が確保されていない。また、大型車両の通行が規制されていることから、大型車両は迂回を余儀なくされており、幹線道路としての役割を果たしていない。

このため、本区間の整備は、都市計画道路としてのネットワークの構築や歩行者空間の確保及び、国道389号のバイパス的な効果が期待できる事業である。

今後は、社会情勢の変化を見極めながら、隣接する都市計画道路荒尾海岸線の整備と連携した良好な市街地形成のための道路ネットワークの整備と併せ、事業効果の早期発現のため、事業の進捗を図ること。

## 28. 森林基幹道 中央砥用線 道整備交付金事業

本路線は、美里町の森林資源が集中し、古くからシャカインスギの産地として林業が盛んな地域を東西に横断する林道である。利用区域内の人工林の約9割が主伐、間伐が必要な状況にあるが、木材価格の低落などから管理の行き届かない森林の増加や成熟した森林資源が利用されない状況が見受けられる。その一方、近年では地球温暖化防止対策に向けCO<sub>2</sub>吸収源としても森林への期待が一層高まっているところである。

このため、林道を早期に開設し、木材生産性の向上を図るとともに、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備に努める必要がある。

これまでの事業実施では、希少野生動植物が確認されたことから、林道の線形変更やモニタリング調査により、その保全に努められているところである。今後とも自然環境に配慮し、災害に強い林道づくりに努めるとともに、可能な限り事業を早期に完成させ、事業効果を発現させること。

## 29. 森林基幹道 福根線 道整備交付金事業

本路線は、八代市泉町の大金峰及び小金峰を主峰とする山岳部を通過する林道である。利用区域内の人工林の約8割が主伐、間伐が必要な状況にあるが、木材価格の低落などから管理の行き届かない森林の増加が見受けられる。また、本地域は川辺川の上流域にあたるため、水源のかん養や土砂災害の防止が求められているほか、近年では地球温暖化防止対策に向けCO<sub>2</sub>吸収源としても森林への期待が一層高まっているところである。

このため、林道を早期に開設し、木材生産性の向上を図るとともに、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備に努める必要がある。

今後の事業にあたっては、自然環境に配慮し、災害に強い林道づくりに努めるとともに、可能な限り事業を早期に完成させ、事業効果を発現させること。

### 30. 森林基幹道 梅木鶴線 森林居住環境整備事業

本路線は、水上村東部に位置し、球磨川最上流域の森林地帯を東西に横断する林道である。利用区域内の人工林の約7割が主伐、間伐が必要な状況にあるが、木材価格の低落などから管理の行き届かない森林の増加が見受けられる。また、本地域は市房ダムの集水区域であるため、水源のかん養や土砂災害の防止が求められているほか、近年では地球温暖化防止対策に向けCO<sub>2</sub>吸収源としても森林への期待が一層高まっているところである。

このため、林道を早期に開設し、木材生産性の向上を図るとともに、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備に努める必要がある。

とりわけ、今回、社会情勢の変化に応じて、天然林を保全するなど森林施業の在り方を見直すとともに、希少野生動植物の確認に伴い生物多様性の保全に努めるなど、全体計画が見直されたことは評価できる。

今後とも自然環境に配慮し、災害に強い林道づくりに努めるとともに、可能な限り事業を早期に完成させ、事業効果を発現させること。

### 31. 浦川 総合流域防災事業（河川改修事業）

二級河川の浦川は、荒尾市北部の池黒池に源を発し、有明海の長州港に流下している。本河川では、平成11年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生活や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている一方で、用地買収への協力が一部得られていない箇所がある。

のことから、未解決の用地買収に鋭意努力し、治水安全度の確保に努めること。

### 3.2. 尾田川 総合流域防災事業（河川改修事業）

二級河川の尾田川は、玉名市と熊本市の境にある三ノ岳に源を発し、有明海に流下している。本河川では、昭和57年、平成3年と平成5年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。また、農林水産部が実施する内水排除を目的とした排水機場及び排水路の整備と連携した効率的な浸水対策が重要である。しかし、一部には築堤による地盤沈下への懸念や用地買収に協力が得られていない箇所がある。

のことから、地盤沈下への懸念に対しては、沈下量などのモニタリングを行いつつ段階的な工事を行うとともに、未解決の用地買収には鋭意努力し、早期解決を図ること。

さらに、農林水産部の事業などと連携を図りながら、流域の効率的な浸水対策を進めること。

### 3.3. 菊池川 広域基幹河川改修事業

一級河川の菊池川は、菊池水源に源を発し、有明海に流下している。本河川では、昭和57年と平成2年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されているとともに、改修区間内の水辺公園などとともに良好な親水空間としての役割も期待されている。

のことから、未改修区間については計画的な工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、地元住民などと意見交換を行いながら、周辺環境にも調和した整備を進めいくこと。

本事業は長期にわたっていることから、これまでの事業効果の評価を行いつつ、早期完成に努めること。

### 3.4. 筑後川（志賀瀬川） 総合流域防災事業（河川改修事業）

一級河川の志賀瀬川は、筑後川の支川の一つであり、阿蘇の外輪山に源を発し、小国町宮原にて本川に合流している。本河川では、昭和37年、昭和40年と平成9年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されており、また、良好な河川環境の整備がされることを期待されている。

のことから、未改修区間については計画的な工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、地元住民などと意見交換を行いながら、周辺環境にも調和した整備を進めいくこと。

長期にわたっている本事業については、事業完成時に事業効果の周知を改めて図ること。

### 3.5. 坪井川 都市基幹河川改修事業

二級河川の坪井川は、鹿本郡植木町と合志市の境に源を発し、有明海に流下している。本河川では、昭和55年と平成9年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させ、さらには耐震対策により堤防を補強することで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されているが、熊本市戸坂の三段堰区間の着手については、地元との調整が図られていない。

のことから、三段堰区間の整備の必要性、有効性について地元と十分な調整を行うとともに、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めること。

### 3.6. 堀川 都市広域基幹河川改修事業

二級河川の堀川は、坪井川の支川で、菊陽町、合志市、熊本市を流下している。本河川では、昭和50年と昭和55年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在も浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されており、また良好な河川環境も期待されている。

のことから、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、河川環境にも配慮した改修を進めること。

長期にわたっている本事業については、事業完成時に事業効果の周知を改めて図ること。

### 37. 天明新川 都市基幹河川改修事業

一級河川の天明新川は、緑川の支川で熊本市の南部から有明海に流下している。本河川では、昭和50年と昭和63年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、流域の宅地化などによる急激な人口増加もあり、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されており、また良好な河川環境の整備も期待されている。

のことから、未改修区間については計画的な工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、地元住民などと意見交換を行い、周辺環境にも配慮した整備を進めていくこと。

本事業は長期にわたっていることから、これまでの事業効果の評価を行いつつ早期完成に努めること。

### 38. 浜戸川 広域基幹河川改修事業

一級河川の浜戸川は、緑川の支川で、有明海に流下している。本河川では、昭和57年の豪雨時に氾濫が起き、また平成19年と平成20年の豪雨時には内水被害が発生するなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されており、また、良好な河川環境の整備も期待されている。

のことから、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、地元住民などと意見交換を行いながら、周辺環境に配慮した整備を進めていくこと。

長期にわたっている本事業については、事業完成時に事業効果の周知を改めて図ること。

### 39. 潤川 総合流域防災事業（河川改修事業）

一級河川の潤川は、緑川の支川で宇城市松橋町古保山に源を発し、浜戸川に合流している。本河川では、平成18年と平成19年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。

本事業は長期にわたっていることから、これまでの事業効果の評価を行い、また、流下阻害となっている県道橋、JR橋の改築やそれに伴う事業については、予算確保を含め、計画的な整備を図りつつ早期完成に努めること。

#### 40. 網津川 総合流域防災事業（河川改修事業）

二級河川の網津川は、宇土半島の大岳に源を発し、有明海に流下している。本河川では、平成18年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。

本事業は長期にわたっていることから、これまでの事業効果の評価を行い、また、流下阻害となっている国道橋、JR橋の改築やそれに伴う事業については、予算確保を含め、計画的な整備を図りつつ早期完成に努めること。

#### 41. 大野川 広域基幹河川改修事業

二級河川の大野川は、宇城市西部に源を発し、八代海に流下している。本河川では、平成11年の台風時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。

このことから、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めること。

本事業は長期にわたっていることから、これまでの事業効果の評価を行いつつ早期完成に努めること。

#### 42. 大鞘川 総合流域防災事業（河川改修事業）

二級河川の大鞘川は、八代市の龍峰山に源を発し、八代海に流下している。本河川では、平成18年と平成19年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。また、農林水産部が実施する内水排除を目的とした排水機場及び排水路の整備と連携した効率的な浸水対策が重要である。

このことから、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めるとともに、農林水産部の事業と連携を図りながら、効率的な流域の浸水対策を進めること。

#### 4.3. 水俣川 広域基幹河川改修事業

二級河川の水俣川は、水俣市東部に源を発し、八代海に流下している。本河川では、平成15年と平成18年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としており重要である。

これまでの事業に際しては、地元から河川改修事業の早期完成が強く要望されている。

のことから、未改修区間の早期工事実施を図り、治水安全度の確保に努めること。

長期にわたっている本事業については、事業完成時に事業効果の周知を改めて図ること。

#### 4.4. 五木ダム 河川総合開発事業

五木ダム河川総合開発事業は、五木村の宮園・竹の川地区を洪水から守るために必要な事業である。

本ダムの評価を実施するには、県管理区間の河川整備計画を策定する中で、本ダムの費用対効果の算出や、河道改修などの代替案との比較検討を実施する必要がある。しかし、この際、水系全体としての計画の整合性を図る必要があり、下流の球磨川本川や川辺川中流域など国の直轄管理区間についての河川整備計画が定まらないと、上流にある当該区間についての河川整備計画の策定に必要な条件を定めることができない。

このため、ダム本体についての評価は保留とする。

ただし、ダム本体以外について、特に付替の国道445号の整備については、五木村の生活基盤の確保や地域振興上重要であることなどから、事業としては継続とし、付替国道の早急な整備に努めること。

なお、下流直轄区間の河川整備計画が定まり次第、当該区間の河川整備計画を策定する中で、本ダムの費用対効果の算出や、河道改修などの代替案との比較検討を実施し、再度、再評価を実施すること。

#### 45. 路木ダム 河川総合開発事業

路木ダム河川総合開発事業は、地元住民の安全で安心な生活を守るために必要な事業として、地元からの治水、利水に対する要望により、県と天草市（旧牛深市・河浦町）が共同で実施しているものである。路木川流域の治水安全度の向上と正常流量の確保による河川環境の改善、天草市への水道水の安定供給を図るという目的を併せ持ち重要な事業である。

近年、当事業に対しては様々な意見があるが、地元住民の代表である天草市及び同市議会からの意見は、事業着手時から現在まで一貫して路木ダム建設を求めており、その必要性は変わっていない。

そのため、共同事業者である天草市と密接に連携し、水道事業の供給開始時期を遅らせることのないよう、着実な整備を図ること。

事業の実施にあたっては、その影響をモニタリングし環境に十分配慮すること。

なお、地元住民に対しては今後とも十分な説明を行い、事業への理解を深めるように努めること。

#### 46. 十町 地すべり対策事業

本地区は、和水町の上十町に位置し、近くを県道玉名立花線が通り、一級河川の十町川が流れている。地区内には民家や神社、隣接地内には小学校等が存在している。地すべりは、古くから繰り返し発生し、住民へ生命・財産の不安を与えてきた。

本事業は、地すべりの誘因となる地下水の上昇分を排水するとともに、地すべり上部の排土を実施し、斜面の長期安定化と住民生活の安全確保を図ることを目的としており、重要である。

今後も、住民生活に対する安全性の早期確立を図るため事業促進に努めること。また、和水町と連携して、説明会などにより地域住民へ土砂災害に対する啓発活動を行うこと。さらに、地すべり活動を継続的にモニタリングし、緊急避難体制の確立を図り、官民一体となつた防災体制づくりを併せて実施すること。

#### 47. 白瀬 総合流域防災事業（地すべり）

本地区は、宇土市の赤瀬町に位置し、有明海に面しており、近くに国道57号が通っている。地区内には民家や民宿等が存在している。地すべりは、古くから繰り返し発生し、住民へ生命・財産の不安を与えるとともに、天草地域への重要幹線である国道57号の途絶を引き起こしてきた。

本事業は、地すべりの誘因となる地下水の上昇分を排水するとともに、抑止杭工を施工し、斜面の長期安定化と住民生活の安全確保を図ることを目的としており、重要である。

今後も、住民生活に対する安全性の早期確立を図るため事業促進に努めること。また、宇土市と連携して、説明会などにより地域住民へ土砂災害に対する啓発活動を行うこと。さらに、地すべり活動を継続的にモニタリングし、緊急避難体制の確立を図り、官民一体となった防災体制づくりを併せて実施すること。

#### 48. 大地 地すべり対策事業

本地区は、天草市の伊宇土町に位置し、近くに国道266号が通り、二級河川の亀川が流れている。地区内には民家や小学校等が存在している。地すべりは、10年程前から発生し、住民へ生命・財産の不安を与えてきた。

本事業は、地すべりの誘因となる地下水の上昇分を排水するとともに、抑止杭工を施工し、斜面の長期安定化と住民生活の安全確保を図ることを目的としており、重要である。

今後も、住民生活に対する安全性の早期確立を図るため事業促進に努めること。また、天草市と連携して、説明会などにより地域住民や小学校へ土砂災害に対する啓発活動を行うこと。さらに、地すべり活動を継続的にモニタリングし、緊急避難体制の確立を図り、官民一体となった防災体制づくりを併せて実施すること。

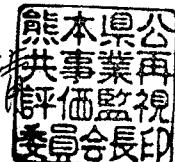
平成20年12月4日

人吉市長 田中 信孝 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月21日付け人水施第90号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	人吉市	公共下水道事業	人吉市	継続	付帯意見付（継続）

【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

人吉市公共下水道は、昭和57年の供用開始以来、地元住民の生活環境の改善と球磨川下流域の水質保全に大きく貢献してきている。事業の進捗は概ね順調だが、これから整備すべき区域も多い。

今後も、人口変動や宅地開発などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の早期発現に努めること。

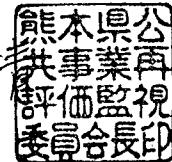
平成20年12月4日

荒尾市長 前畠 淳治 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月22日付け荒下水第32号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

### 記

#### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	荒尾市	公共下水道事業	荒尾市	継続	付帯意見付（継続）

### 【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

荒尾市公共下水道は、昭和48年の供用開始以来、地域住民の快適な生活環境の改善と都市内の河川や有明海などの水質保全に大きく貢献してきている。事業の進捗は概ね順調だが、これから整備すべき区域も多い。

今後も、人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の早期発現に努めること。

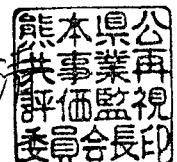
平成20年12月4日

玉名市長 島津 勇典 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け玉市公第58号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	玉名市	公共下水道事業	玉名市	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

玉名市公共下水道は、昭和56年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と菊池川や有明海などの水質保全に大きく貢献してきている。事業の進捗は概ね順調だが、これから整備すべき区域も多い。

今後も、予測される新幹線新駅周辺の開発をはじめ社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の早期発現に努めること。

平成20年12月4日

菊池市長 福村 三男 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 渡川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け菊下第71号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	菊池市	公共下水道事業	菊池市	継続	付帯意見付（継続）

【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

菊池市公共下水道は、昭和58年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と有明海に至る菊池川の水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

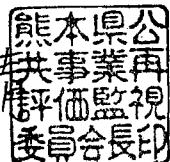
平成20年12月4日

宇土市長 田口 信夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川 清



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け宇市下第23号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	宇土市	公共下水道事業	宇土市	継続	付帯意見付（継続）

### 【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

宇土市公共下水道は、昭和55年の供用開始以来、隣接する富合町公共下水道の汚水を受け入れるなど、効率的な整備に努め、地域住民の生活環境の改善と緑川水系浜戸川や有明海などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。今後も、人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

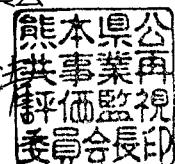
平成20年12月4日

宇城市長 阿曾田 清 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

清川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け宇城市下水第248号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	宇城市	公共下水道事業	宇城市	継続	付帯意見付（継続）

### 【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用海域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の防止や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

宇城市公共下水道は、昭和61年の供用開始以来、これまで計画的に整備を進め、地域住民の快適な生活環境の改善と大野川や八代海などの水質保全に大きく貢献してきている。事業の進捗は概ね順調だが、これから整備すべき区域も多い。

今後も、人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の早期発現に努めること。

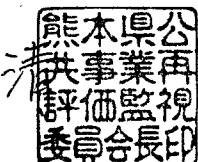
平成20年12月4日

阿蘇市長 佐藤 義興 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月9日付け阿市下水第50号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	阿蘇市	公共下水道事業	阿蘇市	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

阿蘇市公共下水道は、昭和61年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と熊本都市圏を貫流する白川の水質保全に大きく貢献してきている。事業の進捗は概ね順調だが、これから整備すべき区域も多い。

今後も、人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の早期発現に努めること。

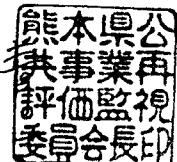
平成20年12月4日

長洲町長 橋本 孝明 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月21日付け長下水第16号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	長洲町	公共下水道事業	長洲町	継続	付帯意見付（継続）

【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

長洲町公共下水道は、昭和61年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と有明海などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

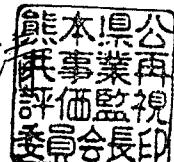
平成20年12月4日

大津町長 家入 眞 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

清 川 浩



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け大下発第93号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	大津町	公共下水道事業	大津町	継続	付帯意見付（継続）

【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

大津町公共下水道は、平成元年の供用開始以来、地域住民の快適な生活環境の改善と白川などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

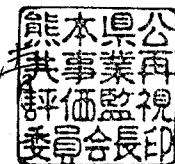
平成20年12月4日

菊陽町長 後藤 三雄 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け菊陽下第95号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	菊陽町	公共下水道事業	菊陽町	継続	付帯意見付（継続）

### 【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

菊陽町公共下水道は、平成元年の供用開始以来、これまで地域住民の生活環境の改善と白川などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、新たな企業立地などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

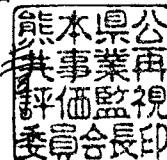
平成20年12月4日

御船町長 山本 孝二 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け御下水第10号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年2月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	御船町	公共下水道事業	御船町	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

御船町公共下水道は平成6年の供用開始以来、地域住民の快適な生活環境の改善と縁川などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、新たな開発や人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

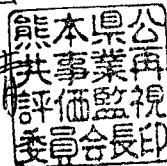
平成20年12月4日

益城町長 住永 幸三郎 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け益下第51号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	益城町	公共下水道事業	益城町	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

益城町公共下水道は、平成6年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と秋津川などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、新たな工場立地や宅地開発など地域の社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

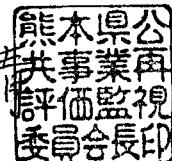
平成20年12月4日

氷川町長 浜田 洋様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月20日付け氷建下第165号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
下水道	氷川町	特定環境保全 公共下水道事業	氷川町	継続	付帯意見付（継続）

### 【 議論の概要及び付帯意見 】

公共下水道事業（汚水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の防止や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

宮原処理区は、昭和55年の供用開始以来、地域住民の生活環境の改善と河川や八代海などの水質保全に大きく貢献してきており、事業の進捗も順調である。

今後も、人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

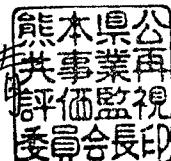
平成20年12月4日

水俣市長 宮本 勝彬 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川 清



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月21日付け水下第78号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	水俣市	公共下水道事業	水俣市	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水・雨水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排出し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、都市内の雨水排除、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

水俣市公共下水道は、平成4年の供用開始以来、計画的に整備を進め市民の生活環境の改善と水俣川や八代海などの水質保全に貢献しており、事業の進捗も順調である。また、浸水被害の軽減にも大きく貢献してきている。

今後も、少子高齢化の進行や過疎化による行政人口減少などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

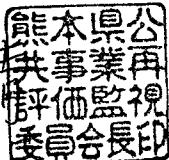
平成20年12月4日

山鹿市長 中嶋 憲正様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川洋



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月1日付け山下P2-36号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

### 記

#### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	山鹿市	公共下水道事業	山鹿市	継続	付帯意見付（継続）

### 【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水・雨水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、都市内の雨水排除、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

山鹿市公共下水道は、昭和50年の供用開始以来、これまで計画的に整備を進め、市民の快適な生活環境の改善と有明海に至る菊池川の水質保全に貢献しており、事業の進捗も順調である。また、浸水被害の軽減にも大きく貢献してきている。

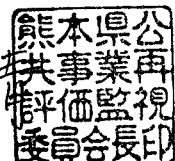
今後も、人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

平成20年12月4日

合志市長 大住 清昭 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 滝川 清



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月21日付け合上下第195号で依頼のありました公共事業再評価について、  
熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	市対応方針	委員会意見
下水道	合志市	公共下水道事業	合志市	継続	付帯意見付（継続）

【議論の概要及び付帯意見】

公共下水道事業（汚水・雨水）は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排出し、処理することで、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、都市内の雨水排除、悪臭の排除や視覚的な環境整備の面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図る上で必要である。

合志市公共下水道は、昭和56年の供用開始以来、地域住民の快適な生活環境の改善と河川や有明海などの水質保全に貢献しており、事業の進捗も順調である。また、浸水被害の軽減にも大きく貢献してきている。

今後も、人口変動などの社会状況の変化に的確に対応して、さらに効率的な整備に取り組むとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図り、事業効果の発現に努めること。

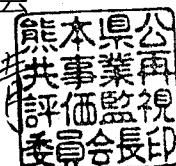
平成20年12月4日

植木町長 藤井 修一 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について

平成20年5月12日付け植都第30号で依頼のありました公共事業再評価について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

## 熊本県公共事業再評価監視委員会平成20年度報告書

平成20年12月4日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成20年7月11日から平成20年8月29日まで計5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

### 記

#### 【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、意見を付して妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	町対応方針	委員会意見
区画整理	植木中央地区	植木中央土地 区画整理事業	植木町	継続	付帯意見付（継続）

### 【 議論の概要及び付帯意見 】

本地区は、不整形な宅地や狭い道路に面した宅地が多く混在しているため、宅地が有効活用されていない状態にある。また、4m以下の狭い道路が多く、幹線道路も未整備なことから、交通渋滞が発生したり、緊急車両の通行に支障を来している。このことから、宅地の利用増進や良好な生活環境の形成、及び交通や災害に対する安全性の向上を図るために、宅地及び道路や公園などの公共施設を総合的に再整備する必要がある。さらに、中心市街地の衰退や空洞化などが進んでおり、にぎわいの再生が必要である。

本事業では、これまでに公共施設や宅地を再配置する仮換地指定がすべて終了し、家屋などの移転や都市計画道路などの整備も進んでおり、地元住民から街区単位での早期着工の要望書が提出されている。さらに、植木町中心市街地活性化協議会を中心として、商業集積事業や街なか居住推進事業など、中心市街地のにぎわいを再生する取り組みも行われている状況にある。

のことから、整備にあたっては必要な予算を確保し、効率的な建物などの移転及び公共施設整備を進めるとともに、中心市街地の活性化につながるような他事業との連携を図り、事業効果の早期発現に努めること。また、雨水排水の浸透処理では、水質などについて調査し、対策を検討すること。